

令和5年度 一般入学者選抜の選抜・評価方法

学校番号 76

千葉県立下総高等学校 全日制の課程 園芸科

1 期待する生徒像

次のいずれかに該当する生徒

- ア 高校生活に意欲的に取り組む意志がある生徒
- イ 中学校3年間における諸活動において顕著な活躍をした生徒
- ウ 将来農業経営や農業関連事業に従事することを目標にしている生徒
- エ 植物・食品・環境に興味・関心を持つ生徒

2 選抜資料

(1) 学力検査	5教科の学力検査の得点
(2) 調査書	中学校の校長から送付された調査書
(3) 学校設定検査（面接）	評価者3名の個人面接 検査時間：8分

3 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査〔500点満点〕

評価項目	評価基準
ア 5教科の得点合計	5教科（各教科100点満点）の合計500点満点で評価する。
イ 個々の教科の得点	0点の教科がある場合は、審議の対象とする。

(2) 調査書〔185点満点〕

アの数値に、エについて加点（上限50点）したものを調査書の得点とする。

評価項目	評価基準
ア 教科の学習の記録	各教科の評定の全学年の合計値に $K=1$ を乗じた数値で評価する。 評定1または未評価の教科がある場合は、審議の対象とする。
イ 出欠の記録	3年間の欠席日数の合計が50日以上ある場合は、審議の対象とする。
ウ 行動の記録	○が1つ以下の場合、審議の対象とする。
エ 特別活動の記録、部活動の記録及び特記事項	次の①～④について50点を上限として加点する。 ①学級活動（学級会長）・生徒会活動（生徒会長・委員会委員長） ②部活動（3年間加入、部長、県大会出場以上）・その他（県レベル以上の表彰、特筆すべきボランティア活動） ③特技で、英語検定4級以上、漢字検定4級以上、柔道・剣道1級以上、その他は3級以上 ④運動能力測定の記録の総合評価・運動能力証
オ 総合所見	特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判定する際の参考とする。

(3) 学校設定検査（面接）〔96点満点〕

3名の評価者が、次の4つの評価項目ごとに、各評価基準に基づき、a（優れている）・b（標準である）・c（標準をやや下まわる）・d（標準を下まわる）・e（問題がある）の5段階で評価する。

aを8点、bを7点、cを5点、dを2点、eを1点とし、3名の評価者の評価（各32点満点）を合計し、得点化する。

また、評価dまたは評価eが1つでもある場合は、審議の対象とする。

評価項目	評価基準
ア 志望の動機	・志望の動機が明確である。
イ 高校生活への意欲	・高校生活（学習・部活動等）に意欲的に取り組もうとしている。
ウ 質問に対する応答	・質問内容を的確に理解し、分かりやすく適切に回答することができる。 ・中学校時代に頑張ったこと等について、明確に回答することができる。
エ 態度・身だしなみ	・基本的な面接作法が身に付いている。 ・服装・頭髪等身だしなみが整えられている。

4 選抜方法

(1) 選抜の方法

「学力検査の得点」、「調査書の得点」及び「学校設定検査（面接）の得点」を全て合計した「総得点」により順位をつけ、選抜のための資料を慎重に審議しながら、募集人員までを入学許可候補者とする。

〈総得点の満点の内訳〉

学力検査 の得点	調査書の得点		学校設定検査の得点	総得点
	評定 (K=1)	加点	面接	
500点	135点	50点	96点	781点

(2) その他

ア 自己申告書が提出された場合には、選抜資料に加える。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いをしない。

イ 入学許可候補者とした者のうち、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による入学許可候補者数が、細部協定書の示す制限比率を超えていないことを確認する。

令和5年度 一般入学者選抜の選抜・評価方法

学校番号 76

千葉県立下総高等学校 全日制の課程 自動車科

1 期待する生徒像

次のいずれかに該当する生徒

- ア 高校生活に意欲的に取り組む意志がある生徒
- イ 中学校3年間における諸活動において顕著な活躍をした生徒
- ウ 「ものづくり」に興味・関心を持つ生徒
- エ 機械・電気・コンピュータ制御に興味・関心を持つ生徒

2 選抜資料

(1) 学力検査	5教科の学力検査の得点
(2) 調査書	中学校の校長から送付された調査書
(3) 学校設定検査 (適性検査)	志願した学科の学習に必要な適性をみる検査 検査時間：A問題20分+B問題45分

3 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査〔500点満点〕

評価項目	評価基準
ア 5教科の得点合計	5教科（各教科100点満点）の合計500点満点で評価する。
イ 個々の教科の得点	0点の教科がある場合は、審議の対象とする。

(2) 調査書〔185点満点〕

アの数値に、エについて加点（上限50点）したものを調査書の得点とする。

評価項目	評価基準
ア 教科の学習の記録	各教科の評定の全学年の合計値に $K=1$ を乗じた数値で評価する。 評定1または未評価の教科がある場合は、審議の対象とする。
イ 出欠の記録	3年間の欠席日数の合計が50日以上ある場合は、審議の対象とする。
ウ 行動の記録	○が1つ以下の場合は、審議の対象とする。
エ 特別活動の記録、部活動の記録及び特記事項	次の①～④について50点を上限として加点する。 ①学級活動（学級会長）・生徒会活動（生徒会長・委員会委員長） ②部活動（3年間加入、部長、県大会出場以上）・その他（県レベル以上の表彰、特筆すべきボランティア活動） ③特技で、英語検定4級以上、漢字検定4級以上、柔道・剣道1級以上、その他は3級以上 ④運動能力測定の記録の総合評価・運動能力証
オ 総合所見	特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判定する際の参考とする。

(3) 学校設定検査（適性検査）〔96点満点〕

3名の評価者が、次の4つの評価項目ごとに、各評価基準に基づき、a（優れている）・b（標準である）・c（標準をやや下まわる）・d（標準を下まわる）・e（問題がある）の5段階で評価する。

aを8点、bを7点、cを5点、dを2点、eを1点とし、3名の評価者の評価（各32点満点）を合計し、得点化する。

また、評価dまたは評価eが1つでもある場合は、審議の対象とする。

評価項目	評価基準
ア 知識・技術（A問題）	基礎的な知識・技術を身に付けている。
イ 知識・技術（B問題）	基礎的な知識・技術を身に付けている。
ウ 意欲	意欲を持って取り組む姿勢がみられる。
エ 人物	身だしなみ・態度・誠実さ・向上心がみられる。

4 選抜方法

(1) 選抜の方法

「学力検査の得点」、「調査書の得点」及び「学校設定検査（適性検査）の得点」を全て合計した「総得点」により順位をつけ、選抜のための資料を慎重に審議しながら、募集人員までを入学許可候補者とする。

〈総得点の満点の内訳〉

学力検査 の得点	調査書の得点		学校設定検査の得点	総得点
	評定（K=1）	加点	適性検査	
500点	135点	50点	96点	781点

(2) その他

ア 自己申告書が提出された場合には、選抜資料に加える。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いはしない。

イ 入学許可候補者とした者のうち、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による入学許可候補者数が、細部協定書の示す制限比率を超えていないことを確認する。

5 その他

過年度卒業者については、学校設定検査終了後、別途個人面接を行う。

令和5年度 一般入学者選抜の選抜・評価方法

学校番号 76

千葉県立下総高等学校 全日制の課程 情報処理科

1 期待する生徒像

次のいずれかに該当する生徒

- ア 高校生活に意欲的に取り組む意志がある生徒
- イ 中学校3年間における諸活動において顕著な活躍をした生徒
- ウ 商業に関する資格取得を目標にしている生徒
- エ コンピュータと会計に興味・関心を持つ生徒

2 選抜資料

(1) 学力検査	5教科の学力検査の得点
(2) 調査書	中学校の校長から送付された調査書
(3) 学校設定検査（面接）	評価者3名の個人面接 検査時間：8分

3 評価項目及び評価基準

(1) 学力検査〔500点満点〕

評価項目	評価基準
ア 5教科の得点合計	5教科（各教科100点満点）の合計500点満点で評価する。
イ 個々の教科の得点	0点の教科がある場合は、審議の対象とする。

(2) 調査書〔185点満点〕

アの数値に、エについて加点（上限50点）したものを調査書の得点とする。

評価項目	評価基準
ア 教科の学習の記録	各教科の評定の全学年の合計値に $K=1$ を乗じた数値で評価する。 評定1または未評価の教科がある場合は、審議の対象とする。
イ 出欠の記録	3年間の欠席日数の合計が50日以上ある場合は、審議の対象とする。
ウ 行動の記録	○が1つ以下の場合、審議の対象とする。
エ 特別活動の記録、部活動の記録及び特記事項	次の①～④について50点を上限として加点する。 ①学級活動（学級会長）・生徒会活動（生徒会長・委員会委員長） ②部活動（3年間加入、部長、県大会出場以上）・その他（県レベル以上の表彰、特筆すべきボランティア活動） ③特技で、英語検定4級以上、漢字検定4級以上、柔道・剣道1級以上、その他は3級以上 ④運動能力測定の記録の総合評価・運動能力証
オ 総合所見	特に優れた内容と認められる記載がある場合は、総合的に判定する際の参考とする。

(3) 学校設定検査（面接）〔96点満点〕

3名の評価者が、次の4つの評価項目ごとに、各評価基準に基づき、a（優れている）・b（標準である）・c（標準をやや下まわる）・d（標準を下まわる）・e（問題がある）の5段階で評価する。

aを8点、bを7点、cを5点、dを2点、eを1点とし、3名の評価者の評価（各32点満点）を合計し、得点化する。

また、評価dまたは評価eが1つでもある場合は、審議の対象とする。

評価項目	評価基準
ア 志望の動機	・志望の動機が明確である。
イ 高校生活への意欲	・高校生活（学習・部活動等）に意欲的に取り組もうとしている。
ウ 質問に対する応答	・質問内容を的確に理解し、分かりやすく適切に回答することができる。 ・中学校時代に頑張ったこと等について、明確に回答することができる。
エ 態度・身だしなみ	・基本的な面接作法が身に付いている。 ・服装・頭髪等身だしなみが整えられている。

4 選抜方法

(1) 選抜の方法

「学力検査の得点」、「調査書の得点」及び「学校設定検査（面接）の得点」を全て合計した「総得点」により順位をつけ、選抜のための資料を慎重に審議しながら、募集人員までを入学許可候補者とする。

〈総得点の満点の内訳〉

学力検査 の得点	調査書の得点		学校設定検査の得点	総得点
	評定 (K=1)	加点	面接	
500点	135点	50点	96点	781点

(2) その他

ア 自己申告書が提出された場合には、選抜資料に加える。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いをしない。

イ 入学許可候補者とした者のうち、隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による入学許可候補者数が、細部協定書の示す制限比率を超えていないことを確認する。